## 公立大学法人沖縄県立芸術大学の教員の任期に関する規程

令和4年3月31日 沖芸大規程第102号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学における教員の任期について、必要な事項を定める。

(任期を定める職)

第2条 法第5条第1項により適用される法第4条第1項の規定に基づき、任期を定めて 雇用する教員は、別表に掲げる教育研究組織の職に雇用されるものとし、当該教員の任 期及び任期の更新(以下「再任」という。)は、同表の定めるとおりとする。 (同意)

**第3条** 雇用に際しては、文書により雇用される者の同意を得なければならない。 (公表)

**第4条** この規程を定め、又は改正したときは、速やかに公表し、広く周知を図るものとする。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則(令和4年3月31日理事長決裁)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年3月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により、法人の職員となった教員のうち施行日前に法第3条第1項の規定に基づき任期を定めて任用されていた教員(施行日に再任された者を除く。)の任期は、別表の規定にかかわらず、施行日の前日の属する任期の初日から施行日の前日までの期間を同表に定める任期から控除した期間とする。

附 則(令和6年3月27日理事長決裁)

(施行期日)

1 この規程は、令和6年4月1日から適用する。

## 別表(第2条関係)

教育研究組織		職名	任 期	再任に関する事項	根拠
学 部 名	学科名				
美術工芸学部	全学科	助教、	3年	特別な場合に限り再任可。	法第4条第
		助手		ただし、1回限り1年以内と	1項第1号
				し、沖縄県立芸術大学人事委	
				員会の審議を経るものとする。	
音楽学部	全学科	助教、	3年	特別な場合に限り再任可。	法第4条第
		助手		ただし、1回限り1年以内とし	1項第1号
				、沖縄県立芸術大学人事委員会	
				の審議を経るものとする。	
全学部及び芸	全学科	特任教	3年以	再任は1年以内の任期とし	法第4条第
術文化研究所		授、特	内	、沖縄県立芸術大学人事委員	1項第1号
		任准教		会の審議を経るものとする。	
		授、特		ただし、継続する任期の通	
		任講師		算は5年を限度とする。	
		、特任			
		助教			

同 意 書

年 月 日

理事長 殿

氏名 印

私は、公立大学法人沖縄県立芸術大学における教員の任期に関する規程第3条の規定に 基づき、下記のとおり雇用されるものであることに同意します。

記

- 1 教育研究組織名及び職名
- 2 任期

年 月 日から 年 月 日まで